

レセ電通信歯 2 2 0 0 5 号

平成 2 2 年 4 月 1 6 日

レセプト電算処理歯科システム関係メーカー等 各位

支 払 基 金 / シ ス テ ム 部

国保中央会 / レセプト電算部

全顎撮影以外の歯科エックス線撮影（デジタル撮影）の記録方法について

平成 2 2 年 3 月 5 日付け保医発第 0 3 0 5 第 1 号「診療報酬算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」において、歯科用エックス線フィルム 1 枚を単位として診断料、撮影料及びフィルム料を合算し、端数処理を行う画像診断が「全顎撮影以外の歯科エックス線撮影（アナログ撮影）」に限られたところですが、これに関連して画像診断の歯科診療行為マスターが下記のとおり変更されました。（改定通信歯 2 2 0 0 2 号参照）

これに伴い、全顎撮影以外の歯科エックス線撮影（デジタル撮影）の記録方法が下記のとおり変更となりますので、対応策も含め、取り急ぎ連絡いたします。

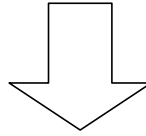
記

- 1 歯科診療行為マスターの変更について
別紙 1 のとおり。
- 2 全顎撮影以外の歯科エックス線撮影（アナログ撮影）の記録方法の変更について
別紙 2 のとおり。
- 3 対応策について
レセコン側の改修期間も考慮し、別紙 3 のとおり暫定対応を行います。

歯科診療行為マスター変更について

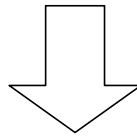
【現行3月26日公表版】

診療行為コード	基本名称	省略名称	きざみテーブル関連識別	備考
305000210	写真診断 (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	写真診断(全顎撮影以外)	0	
305000910	歯牙、歯周組織、顎骨、口腔軟組織(アナログ撮影) (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	単純撮影(アナログ) (歯科エックス線撮影(全顎撮影以外))	0	
305004110	歯牙、歯周組織、顎骨、口腔軟組織(デジタル撮影) (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	単純撮影(デジタル) (歯科エックス線撮影(全顎撮影以外))	0	



【4月15日公表(5月請求分のマスター)】

診療行為コード	基本名称	省略名称	きざみテーブル関連識別	備考
305000210	写真診断 (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	写真診断 (全顎撮影以外)	0	
305004710	写真診断(デジタル撮影) (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	写真診断(デジタル) (全顎撮影以外)	1	新設
305000910	歯牙、歯周組織、顎骨、口腔軟組織(アナログ撮影) (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	単純撮影(アナログ) (歯科エックス線撮影(全顎撮影以外))	0	
305004110	歯牙、歯周組織、顎骨、口腔軟組織(デジタル撮影) (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	単純撮影(デジタル) (歯科エックス線撮影(全顎撮影以外))	1	変更



【5月中に公表予定(7月請求分のマスター)】

診療行為コード	基本名称	省略名称	きざみテーブル関連識別	備考
305000210	写真診断(アナログ撮影) (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	写真診断(アナログ) (全顎撮影以外)	0	変更
305004710	写真診断(デジタル) (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	写真診断(デジタル) (全顎撮影以外)	1	
305000910	歯牙、歯周組織、顎骨、口腔軟組織(アナログ撮影) (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	単純撮影(アナログ) (歯科エックス線撮影(全顎撮影以外))	0	
305004110	歯牙、歯周組織、顎骨、口腔軟組織(デジタル撮影) (単純撮影(歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)))	単純撮影(デジタル) (歯科エックス線撮影(全顎撮影以外))	1	

歯科エックス線撮影(全顎撮影以外)の記録方法の変更について

歯科エックス線撮影(全顎撮影以外)関連マスター(変更後)

	点数	きざみ関連	きざみ点数 (2枚目以降の点数)
診断料(アナログ)	20	0	-
診断料(デジタル)	20	1	10
撮影料(アナログ)	25	0	-
撮影料(デジタル)	28	1	14

1枚のみ撮影の場合

【アナログ撮影】

診断料(アナログ)
 撮影料(アナログ)
 フィルム(標準) 1枚 48 × 1

記録方法

SS,31,1,診断料(アナログ),,,,.....
 SS,,1,撮影料(アナログ),,,,.....
 T0,,1,フィルム(標準),1,,,,,,48,1,.....

【デジタル撮影】

診断料(デジタル) 1枚
 撮影料(デジタル) 1枚
 電子画像管理加算 1回 58 × 1

記録方法

SS,31,1,診断料(デジタル),1,,.....
 SS,,1,撮影料(デジタル),1,,電,1,.....,58,1,.....

診断料・撮影料ともきざみ計算対象となりますので数量データを記録します。

同一部位に2枚撮影の場合

例 上顎右45 に2方向 (1方向1枚、合計2枚)

【アナログ撮影】

1枚目 $20 + 25 + 2.8 = 47.8$ 端数処理 48点

診断料(アナログ)
 撮影料(アナログ)
 フィルム(標準) 1枚 48 × 1

2枚目

診断料(アナログ)
 写真診断(2回目以降) $(20 / 2) + (25 / 2) + 2.8 = 25.3$ 端数処理 25点

撮影料(アナログ)
 撮影(2回目以降)
 フィルム(標準) 1枚 25 × 1

記録方法

SS,31,1,診断料(アナログ),,,,..... }
 SS,,1,撮影料(アナログ),,,,..... } 1枚目
 T0,,1,フィルム(標準),1,,,,,,48,1,..... }

 SS,31,1,診断料(アナログ),,,,2回目減算,..... }
 SS,,1,撮影料(アナログ),,,,2回目減算,..... } 2枚目
 T0,,1,フィルム(標準),1,,,,,,25,1,..... }

別紙2

【デジタル撮影】

診断料(デジタル) 2枚
撮影料(デジタル) 2枚
電子画像処理加算 2回

92 × 1

(20 + 10) = 30.0 端数整理 30点
(28 + 14) + (10 + 10) = 62.0 端数整理 62点
合計 92点

記録方法

SS,31,1,診断料(デジタル),2,, . . . , . . .
SS,,1,撮影料(デジタル),2,,電,2,, . . . ,92,1, . . .

診断料・撮影料ともきざみ計算対象となりますので数量データを記録します。

別部位に3枚撮影の場合

例 上顎右45 に1枚 下顎左123に1枚 下顎右67 に1枚

【アナログ撮影】

診断料(アナログ)
撮影料(アナログ)
フィルム(標準) 1枚

48 × 3

記録方法

SS,31,1,診断料(アナログ),,, . . . , . . .
SS,,1,撮影料(アナログ),,, . . . , . . .
T0,,1,フィルム(標準),1,,,,,48,3, . . .

【デジタル撮影】

診断料(デジタル) 1枚
撮影料(デジタル) 1枚
電子画像処理加算 1回

58 × 3

記録方法

SS,31,1,診断料(デジタル),1,, . . . , . . .
SS,,1,撮影料(デジタル),1,,電,1,, . . . ,58,3, . . .

診断料・撮影料ともきざみ計算対象となりますので数量データを記録します。

歯科エックス線撮影(全額撮影以外)の記録方法の変更に係る暫定対応

当該記録方法の変更に係る対応策を次にまとめます。

ただし2ヶ月間の暫定対応としますので、速やかなシステム変更をお願い申し上げます。

歯科エックス線撮影(全額撮影以外)関連マスター(変更後)

	点数	きざみ関連	きざみ点数 (2枚目以降の点数)	備考
診断料	20	0	-	現行
診断料(デジタル)	20	1	10	新設
撮影料(アナログ)	25	0	-	現行
撮影料(デジタル)	28	1	14	変更

現行どおりの記録方法で問題ありません。

1枚のみ撮影の場合

【アナログ撮影】

診断料
撮影料(アナログ)
フィルム(標準) 1枚 48 × 1

記録方法

SS,31,1,診断料,,,,,.
SS,,1,撮影料(アナログ),,,,,.
T0,,1,フィルム(標準),1,,,,,48,1,....

2ヶ月間は診断料(デジタル)を記録せず、
診断料での記録を可とします。

きざみ対象外ですので、数量データを記録
する必要はありません。

【デジタル撮影】

診断料
撮影料(デジタル) 1枚
電子画像管理加算 1回 58 × 1

記録方法

SS,31,1,診断料,,,,,.
SS,,1,撮影料(デジタル),1,,電,1,....,58,1,....

数量データが記録されていない場合、2ヶ月
間は審査支払機関で「1」と読替えます。
7月請求分以降は、数量データの記録がない
とL3エラーとなります。

同一部位に2枚撮影の場合

例 上顎右45 に2方向 (1方向1枚、合計2枚)

【アナログ撮影】

1枚目 $20 + 25 + 2.8 = 47.8$ 端数処理 48点
診断料
撮影料(アナログ)
フィルム(標準) 1枚 48 × 1

2枚目
診断料
写真診断(2回目以降) $(20 / 2) + (25 / 2) + 2.8 = 25.3$ 端数処理 25点
撮影料(アナログ)
撮影(2枚目以降)
フィルム(標準) 1枚 25 × 1

現行どおりの記録方法で問題
ありません。

記録方法

SS,31,1,診断料,,,,,.
SS,,1,撮影料(アナログ),,,,,. } 1枚目
T0,,1,フィルム(標準),1,,,,,48,1,.... }

SS,31,1,診断料,,,2回目減算,,,,,.
SS,,1,撮影料(アナログ),,,,2回目減算,,,,,.... } 2枚目
T0,,1,フィルム(標準),1,,,,,25,1,.... }

【デジタル撮影】

診断料
 診断料
 写真診断(2回目以降)
 撮影料(デジタル) 2枚
 電子画像処理加算 2回

92 × 1

20+20- (20 / 2) = 30.0 端数整理 30点
 (28+14) + (10 * 2) = 62.0 端数整理 62点
 合計 92点

記録方法
 SS,31,1,診断料(アナログ),,,,.....
 SS,,1,診断料(アナログ),,,,2回目減算.....
 SS,,1,撮影料(デジタル),2,,電,2,.....,92,1,.....

2方向以上の場合は必ず数量データを記録してください。
 (同一部位に2方向以上の撮影を行うことは、臨床上大変稀なケースであるため、4月・5月請求内で当該事例の記録が発生する可能性は極めて低いと考えています。)

別部位に3枚撮影の場合
 例 上顎右45 に1枚 下顎左123に1枚 下顎右67 に1枚

【アナログ撮影】
 診断料
 撮影料(アナログ)
 フィルム(標準) 1枚

48 × 3

記録方法
 SS,31,1,診断料,.....
 SS,,1,撮影料(アナログ),.....
 T0,,1,フィルム(標準),1,,,,,48,3,.....

現行どおりの記録方法で問題ありません。

2ヶ月間は診断料(デジタル)を記録せず、診断料での記録を可とします。

きざみ対象外ですので、数量データを記録する必要はありません。

【デジタル撮影】
 診断料
 撮影料(デジタル) 1枚
 電子画像処理加算 1回

58 × 3

記録方法
 SS,31,1,診断料,.....
 SS,,1,撮影料(デジタル),1,,電,1,.....,58,3,.....

数量データが記録されていない場合、2ヶ月間は審査支払機関で「1」と読替えます。
 7月請求分以降は、数量データの記録がないとL3エラーとなります。